

アナログ規制の点検・見直し方針

【第2.0版】

目 次

1 はじめに	1
2 点検・見直しの目的	2
3 点検・見直しの推進体制	3
4 点検・見直しの対象範囲	4
5 点検・見直しの進め方	5
6 類型化とフェーズの区分の考え方.....	6
7 進行管理	10

令和7年3月

長岡京市

1. はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。スマートフォンで簡単に情報を得たり、オンラインショッピングでいつでも買い物を楽しんだり、日々の生活はデジタル技術の恩恵によって、かつてないほど便利になっています。

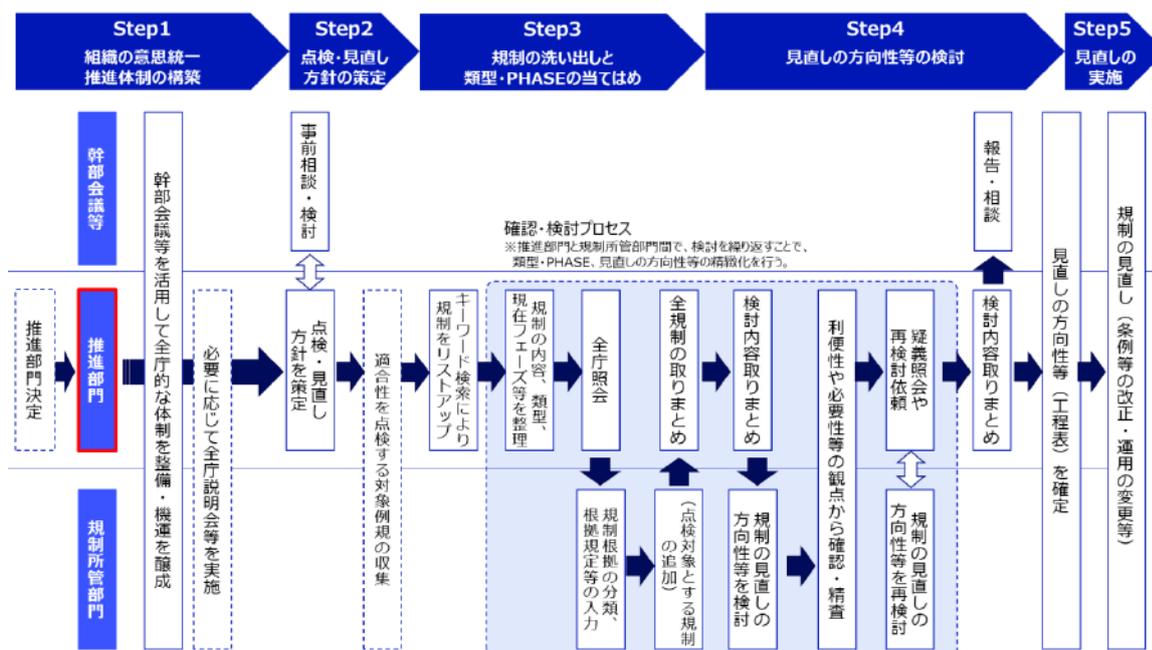
一方、行政手続きや各種制度など、社会の様々な場面において、デジタル化以前の書面や対面を前提としたアナログ的な仕組み（いわゆるアナログ規制）が残っているのが現状です。このようなアナログ規制は、デジタル技術の活用を阻害し、社会全体のデジタル化の妨げとなっている可能性があります。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることは不可欠であり、規制や手続きの見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっています。

こうした問題意識から、国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めているところです。

本市においても、国の動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを積極的に進める必要があるため、アナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として、「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものです。

<点検・見直しの進め方イメージ>



※出典：地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】（令和7年3月 デジタル庁）

2. 点検・見直しの目的

条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」（以下、「デジタル原則」という。）への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、**国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、市全体のデジタル化を推進**することを目的とします。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、市の業務でも効率化とサービス向上が期待されます。

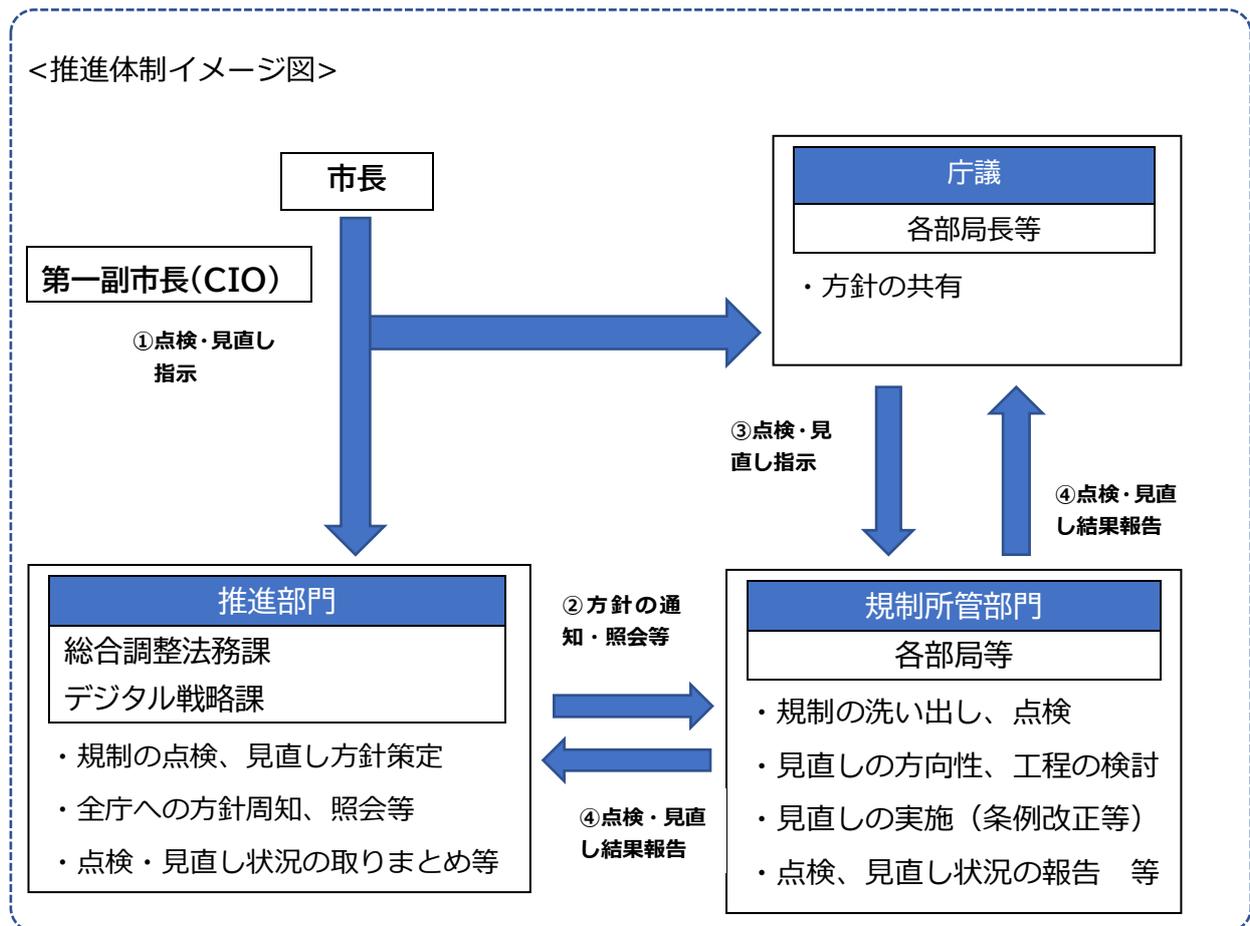
【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの推進体制

最高情報責任者（CIO）である第一副市長の指示の下、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行います。対話推進部総合調整法務課及び総合政策部デジタル戦略課を推進部門として、点検・見直しの取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていきます。



4. 点検・見直しの対象範囲

本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とします。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、**代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象**とします。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととします。

なお、本点検・見直しの対象範囲外とする本市で定める要綱、要領等の規定については、条例等の見直しに準じて、必要な見直しを行うものとします。

<代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【参考：代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方

(1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出します。

(2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、府の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類します。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や府の条例等に基づき定める規制は、国や府の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

(3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分します。

【類型化・フェーズの区分の必要性】

◆類型化

⇒ 点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

◆フェーズの区分

⇒ IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

(4) 規制の見直し工程表の策定

5(1)から(3)により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定します。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施します。

6 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとします。

(1) 「目視」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ 1	目視・実地監査規制、人による評価
フェーズ 2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ 3	判断の精緻化、自動化・無人化

例：農作物の作付面積等の確認業務

フェーズ 1

- ・農作物の作付面積等を確認するために、調査員が目視で現地を確認（法令上義務付け）
- ・例えば、水稻の作付面積を確認する場合、調査員が田んぼに出向き、実際に稲が植えられているかどうかを自分の目で確認

フェーズ 2

- ・国（農水省）が通知を改正し、デジタル技術の活用が可能となったことを受け、作付確認に衛星データを活用
- ・調査員は、衛星画像を分析することで、農作物が植えられているかどうかを判断

フェーズ 3

- ・AI等の技術を活用することで、衛星画像から農作物の作付状況を自動的に判定
- ・AIが衛星画像を解析し、農作物が植えられている面積を自動的に計算

(2) 「実地監査」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ 1	目視・実地監査規制、人による評価
フェーズ 2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ 3	判断の精緻化、自動化・無人化

例：福祉事業所の指導監査業務

フェーズ 1

- ・ 監査官が事業所に訪問し、サービス記録簿や帳票類を目視で確認する
- ・ 利用者や職員への聞き取りも対面で行い、サービス提供状況や記録内容の整合性を確認する
- ・ チェックリストを用いて、記録の記載漏れや不備などを確認する

フェーズ 2

- ・ サービス記録を電子化し、クラウドシステム上に保管することで、監査官が遠隔からアクセスして内容を確認できるようにする
- ・ ビデオ通話システムを利用し、遠隔から利用者や職員への聞き取り調査を実施する
- ・ 記録内容の自動チェック機能を導入し、形式的な不備を事前に検出する

フェーズ 3

- ・ AIを活用し、電子化されたサービス記録の内容分析やリスク評価を自動化する
- ・ センサーデータなどを活用し、サービス提供状況をリアルタイムに把握・分析するシステムを導入する
- ・ 過去の監査データや統計データなどをAIに学習させ、自動で監査計画を作成する

(3) 「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型 1	第三者検査
類型 2	自主検査
類型 3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ 1	定期検査・点検規制
フェーズ 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ 3	定期の検査・調査・測定の撤廃

(4) 「常駐・専任」規制

類型	内容
類型 1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型 2	主としてモノのチェック等のための専任
類型 3	主として人への対応のための常駐
類型 4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ 1	常駐・専任規制あり
フェーズ 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
フェーズ 3	常駐・専任規制なし

(5) 「対面講習」規制

類型	内容
類型 1	講習

フェーズ	内容
フェーズ 1	対面規制あり又は解釈不明確
フェーズ 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ 3	デジタル完結

(6) 「書面掲示」規制

類型	内容
類型 1	公的証明書等の掲示
類型 2	公的証明書等以外の情報の掲示

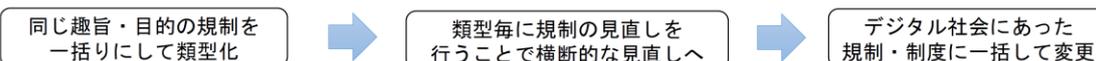
フェーズ	内容
フェーズ 1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ 2	一部許容している
フェーズ 3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 「往訪閲覧縦覧」規制

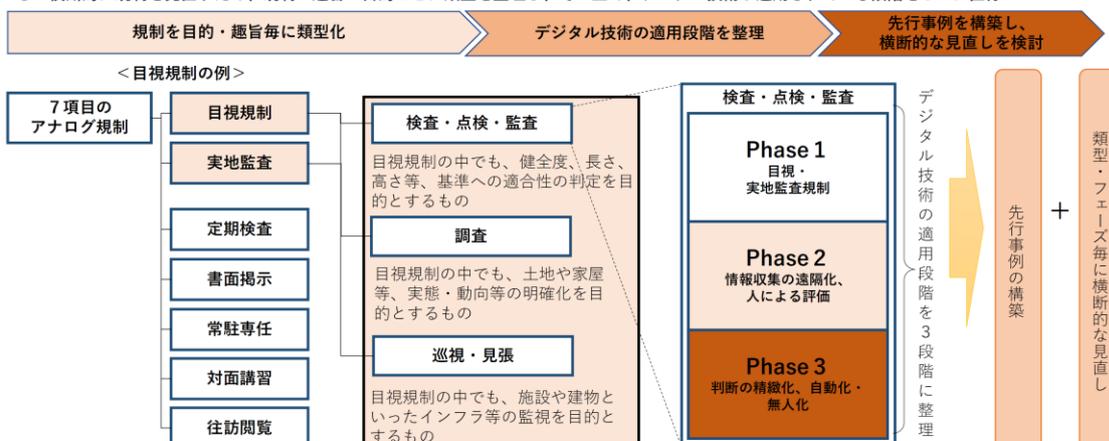
類型	内容
類型 1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型 2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

フェーズ	内容
フェーズ 1	紙・人の介在
フェーズ 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ 3	デジタル完結を基本とする

【参考：国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方】



- 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分



※ 出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）

7 進行管理

(1) 工程表の策定

令和7年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定します。

(2) 各部局等における進行管理

各部局等は、上記(1)工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行います。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するために、推進部門において毎年度の進捗管理等を行います。

また、毎年度の進捗状況については、市のホームページ等において公表します。